

長期収載品の選定療養について

令和8年6月から長期収載品(先発医薬品)の選定療養が開始しました。一定条件を満たす先発医薬品(長期保管品)を患者様の希望により調剤した場合、先発医薬品と後発医薬品の価格差の2分の1相当の料金を自己負担する制度です。後発医薬品の変更については薬局スタッフにご相談ください。詳細は厚生労働省のホームページをご覧ください。

https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_39830.html

明細書の発行について

当薬局では、医療の透明化や患者様への情報提供を積極的に推進していく観点から、領収証の発行の際に、個別の調剤報酬の算定項目の分かる明細書を無料で発行しております。明細書には、患者様のお名前のほか、お薬名やお薬代、薬局での管理料及び技術料の明細を記載しております。明細書の発行を希望されない方は、その旨をお申し出ください。